

あけまして
おめでとう
ございます



NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

ワンポイント 軽自動車検時の納税証明書が不要に

令和5年1月より、軽自動車税の納付確認に係る新システム（軽JNKS）が導入され、市区町村が賦課徴収する軽自動車税（種別割）の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムが運用されます。これにより、軽自動車の継続検査を受ける際の納税証明書の提示が原則不要となります。

1月の税務と労務

- 国 税**／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税**／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税**／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税**／12月分源泉所得税の納付
1月10日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日）
- 国 税**／11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
1月31日
- 国 税**／5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税**／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告（年3回の場合）
1月31日
- 地方税**／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税**／給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務**／労働保険料の納付（第3期分）
1月31日
（労働保険事務組合委託の場合2月14日まで）

職場における 学び・学び直し



定されました。

今回はこのガイドラインを基に、「学び・学び直し」に関して労使が取り組むとよいとされる事項を6つのパートに分けて説明します。

一 基本認識の共有

まずは、経営者による経営戦略・ビジョンと人材開発の方向性の提示をし、労働者と共有します。

これにより、学びに対する動機付けの促進や、学びの風土の形成、企業内への浸透などの効果が期待されます。

【取組例】

・一回だけの発信にとどまらず、十分に浸透するよう粘り強く発信。経営者に加え、現場のリーダーからも発信。

二 能力・スキル等の明確化、学び・学び直しの方向性・目標の共有

(1) 役割の明確化と合わせた職務に必要な能力・スキル等の明確化

企業の実情や職務の性格に応じつつ、できる限り積極的に行

うことが望ましいです。

【取組例】

・職業人生の各段階で必要な能力・スキル等を整理したロードマップを示す。

・必要な資格や、知識・技能レベルを明らかにする。

(2) 学ぶ意欲の向上に向けた節目ごとのキャリアの棚卸し

今までのキャリアを振り返り、経験から得たことや活かせる能力・強みなどを整理し、それを踏まえて労働者自身が今後どのようなキャリアを歩みたいか、そのためにどのような方向で何を学ぶべきかを考えることが必要です。

【取組例】

・ジョブ・カードを活用しつつ定期的なキャリアの棚卸しを行うことを推奨する。

・キャリアコンサルティングを、「定期」または昇進・昇格、仕事以外に状況変化があったとき等の「節目」に行う。

(3) 方向性・目標の擦り合わせ、共有

企業が求める学び・学び直しの方向性・目標と、労働者が求める学び・学び直しの方向性・

目標との擦り合わせを行うことが必要です。

具体的には、学ぶべき分野やレベル等の擦り合わせを行い、必要に応じて、より詳細に取得すべき資格や期間等を定めることも考えられます。

【取組例】

・擦り合わせにおいて、管理職等の現場のリーダーは、「労働者の学びたいと思っている内容」が企業の人材戦略等の方向性と合っているかを確認する。

・短期の目標があると着手しやすく、また、一つ一つ達成することで大きな目標へと近づくため、長期の目標に加え、短期の目標も設定する。

三 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しの機会の確保

(1) 教育訓練プログラムや教育訓練機会の確保

急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応した学び・学び直しができるよう、多様な形態で行うことが必要であり、また、企業が教育訓練プログラムを提供する場合においては、大学や

近年、企業・労働者を取り巻く環境が急速かつ広範に変化し、労働者の職業人生の長期化も同時に進行してきました。

変化の時代においては、労働者の「自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直し」が重要で、学び・学び直しにおける「労使の協働」が必要となります。

このような背景を踏まえて、令和4年6月に、厚生労働省において「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」が策

教育訓練機関など外部機関の活用も検討することが望ましいでしょう。

【取組例】

- ・ テレワーク勤務の労働者も教育訓練プログラムを受講できるようにするために、オンラインやオンデマンドの教育訓練プログラムを提供する。
- ・ 非正規雇用労働者等が各種の支援の対象から漏れることのないようにする。

(2) 労働者が相互に学び合う環境の整備

学び・学び直しを促進するためには、労働者がお互いに学び、高め合う環境を確保することが重要であり、その方法としては、労働者同士の学び合いの場を整備、自主的に勉強会等の学びの場を設けたりすること等が考えられます。

【取組例】

- ・ 社内の先輩を講師として招き、自主的な勉強会を開催する。
- ・ 社外から専門家を招いた講習会・勉強会の様子を動画撮影し、後日社内のイントラネットで共有する。

四 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しを促進するための支援

労働者が自律的・主体的な学び・学び直しを効果的に行うためには、学び・学び直しのための時間の確保、費用負担を行うことのほか、継続のための支援を行うことが望ましいです。

【取組例】

- ・ 教育のために業務を一時的に離れても支障が生じないよう、マネジメントの工夫や人員配置の見直しを行う。
- ・ 仕事や業務に資する自己啓発について経済的支援（費用補助）をする。
- ・ 外部講座を受講するために休暇を取得するときに有給の訓練休暇とする。
- ・ 学びの進捗確認を行う仕組みを導入する。
- ・ キャリアコンサルタントによる相談支援を行う。

五 持続的なキャリア形成に繋がる学びの実践、評価

学び・学び直しは、単に「学んだ」だけで終わるのではなく、

学んだ後に業務に活かしてこそ意義があります。また、学んだことを業務で実践することで、身に付けた能力・スキルが定着するという効果が期待されます。学び・学び直しを行った労働者に成功体験や振り返りの機会を与えることで、新たな目標の設定と、更なる学び・学び直しに繋がることが期待されます。

【取組例】

- ・ 学んだ内容を配置転換の際に考慮することをあらかじめ明らかにした上で、実際に本人の希望に基づき、学んだ内容に関連する部署への異動を実現する。
- ・ 新規のプロジェクトチームの人選に学びの内容を考慮する。
- ・ 学び・学び直しを行った者を評価する社内表彰制度を導入、手当の支給を実施する。

六 現場のリーダーの役割、企業によるリーダーへの支援

職場における学び・学び直しを推進し、学びの気運・企業風土を醸成するためには、顧客と直に接する等により現場の課題

を把握し、経営者と労働者との結節点となっている管理職等の現場のリーダーの役割が鍵となります。

企業は、管理職等の現場のリーダーのマネジメント能力向上を図り、その求められる役割を果たすことができるよう、また、現場のリーダーが経営者と労働者との間で板挟みになり孤立することが無いよう、十分な配慮や支援を行うことが必要です。

【取組例】

- ・ 面談に当たっては、労働者の話に耳を傾け、労働者の気持ちに寄り添い、受け止めることで、労働者が現状を自ら振り返ることができる環境を整える。
- ・ 現場のリーダーに、カウンセリングやコーチングの技法を学ぶ機会を提供する。

同ガイドラインにおいては、今回触れていない取組例も多数掲げられていますので、「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」のキーワードにより検索し、ご参照ください。

被保険者名記載の取扱い (協会けんぽ)

協会けんぽにおいては、健康保険被保険者証（以下「被保険者証」）の氏名等記載変更に係る申出を行うことにより、氏名等の記載を変更した被保険者証を交付することとされています。

1 性同一性障害を有する方の通称名の記載

通称名を記載する申出をし、協会がやむを得ないと判断した場合に、被保険者証に通称名等が記載（裏面の備考欄に戸籍上の氏名と性別を記載）されます。

申出に必要な書類は、次のとおりです。

- ① 被保険者証への通称名記載に関する申出書
- ② 医師の診断書等の性同一性障害を有することを確認できる書類
- ③ 通称名が社会生活上、日常的に用いられていることを確認できる書類

④ 被保険者証再交付申請書

※ 再交付の理由は「その他」、備考欄には「別紙申出書のとおり」と記載（次の2においても同様）。

2 被保険者証に旧姓を併記

申出を行うことにより、被保険者証表面の戸籍上の氏と名の間に「括弧書きで旧姓」が記載され、裏面の備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓」と記載されます。

申出に必要な書類は、次のとおりです。

- ① 被保険者証氏名欄の旧姓併記に関する申出書
- ② 旧姓を併記した住民票の写し、戸籍謄（抄）本等の旧姓と戸籍姓が確認できる書類のいずれか1点
- ③ 被保険者証再交付申請書

申出は、事業主を経由（任意継続健康保険の加入者を除く）して、被保険者証に記載されている協会けんぽ都道府県支部に、申出に必要な書類を郵便で送付して行います。

協会けんぽの各種申請様式変更

令和5年1月以降、協会けんぽの各種給付申請、任意継続被保険者の資格取得・喪失等、被保険者証の再交付に用いる申請様式の変更が行われました。
マスキングした記入欄を増やし、読み取り精度の向上や事務処理の迅速化が図られたほか、わかりやすい記入方法とするため、記入方法が記述式から選択式に変更された箇所もあります。

旧様式による申請も可能ですが、その場合には事務処理に時間がかかってしまうこともあるようですので、新様式による申請がよいでしょう。
申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードすることができ、また、手続きは各都道府県の協会けんぽに対する郵送により行うことができます。

マイナンバーカードによる失業認定手続き（雇用保険）

従来、雇用保険制度の失業認定等の際は、本人写真を貼付した雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」）により本人確認や処理結果の通知が行われていました。

令和4年10月1日以降に受給資格決定が行われた方は、希望によりマイナンバーカードを用いた失業認定手続きが行えるようになり、受給資格者証に貼付する写真や失業認定の手続きごとの受給資格者証の持参は不要とされました。

※ マイナンバーカードによる扱いを希望しない方は、従来どおりの手続きです。

なお、各種手続きの処理結果は「受給資格通知」に印字され、手続きの都度に渡されます。

失業中の給付のほか、教育訓練給付についても同様にマイナンバーカードを用いた手続きが行えます。マイナンバーカードによる本人認証の際は、利用者証明用電子証明書の4桁のパスワードを求められます。